

2 監指第 1 6 7 号
令和 2 年 5 月 7 日

関係医療団体の長 殿

福岡県環境部長
(監視指導課)



廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aの更新
について (通知)

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、環境省から、別添のとおり通知（令和2年4月23日付け事務連絡）がありましたので、お知らせします。

つきましては、貴団体の構成事業者等に対し、廃棄物の適正処理に資するため上記事務連絡の内容を周知いただきますようお願いいたします。

Q&A掲載先（環境省HP）

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

※ Q&Aについては、環境省において随時見直し、追加が行われる予定です。
また、本通知には令和2年5月1日に更新されたQ&Aを添付しています。

福岡県環境部監視指導課

担当：西本

電話：092-643-3395



事務連絡
令和2年4月23日

各都道府県・各政令市
一般廃棄物行政主管部（局）
産業廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課
廃棄物規制課

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する
Q&Aの更新について

廃棄物行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について（通知）」（令和2年3月4日付け環循適発第2003044号・環循規発第2003043号環境省環境再生・資源循環局長通知）において、廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&Aを環境省のウェブサイト¹に掲載した旨を通知したところです。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大や、緊急事態宣言の発出、宿泊療養の開始等の状況を受けて、当該Q&Aについて令和2年4月23日付けで別添のとおり更新いたしましたので、貴職におかれましても内容を御参照いただくとともに、貴管下廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に周知くださいますようお願いいたします。

1………http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

廃棄物処理における 新型コロナウイルス感染症 対策に関する Q&A (令和2年5月1日)

新型コロナウイルス感染症のリスクが高まる中で、家庭、医療機関、事業所から日々発生する廃棄物の処理は、社会を支える必要不可欠な活動です。

日常生活、医療活動をはじめ社会経済活動を支える廃棄物の処理の仕組みが、新型コロナ感染症の感染によって、途絶えることがないようにするため、環境省において、厚生労働省の情報を参考にし、専門家のご意見も伺って、廃棄物処理に関連する Q&A をまとめました。

本 Q&A は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に関連し、家庭、医療機関、事業所におけるごみ、廃棄物の取扱いについて、ご家庭、医療機関、事業所、地方公共団体及び廃棄物処理業の方々向けに、感染予防のためにお願いしたい事項や、ご注意いただきたい事項について、掲載しています。是非、ご参考にさせていただきたくよろしくお願いたします。

本 Q&A については、今後とも、最新の情報、感染の動向などを踏まえ、随時、見直し、追加をしていきます。新型コロナウイルス感染症の感染予防へのご理解とご協力をお願いいたします。

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 ・ 廃棄物規制課

[2. 医療関係機関等へ皆さま向け]の部分のみ
抜粋しています。その他については環境省HP
を御覧ください。

【1. 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方のいるご家庭の皆さま向け】

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q1-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q1-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

<基本的な感染防止策>

Q1-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

<廃棄物に関する一般的事項>

Q1-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

<家庭から出るごみの捨て方について>

Q1-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q1-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

【2. 医療関係機関等の皆さま向け】

<廃棄物に関する一般的事項>

Q2-1 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

<医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方>

Q2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

【3. 医療関係機関以外の排出事業者の皆さま向け】

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q3-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q3-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

<基本的な感染防止策>

Q3-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

<廃棄物に関する一般的事項>

Q3-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

<事業所から出るごみの捨て方について>

Q3-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したティッシュ等の廃棄物はどのように排出すれば良いですか。

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q3-6 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したリネン類はどのように扱えば良いですか。

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応>

Q3-7 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

【4. 地方公共団体の皆さま向け】

<新型コロナウイルス感染症の概要>

Q4-1 「新型コロナウイルス」とはどのような特徴のあるウイルスですか。

<新型コロナウイルス感染症の感染経路>

Q4-2 新型コロナウイルス感染症にはどのような条件、場所で感染しますか。

<基本的な感染防止策>

Q4-3 感染を予防するために日常生活で注意することはありますか。

<廃棄物に関する一般的事項>

Q4-4 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

<通常リユース・リサイクルされる資源について>

Q4-5 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある者が使用したペットボトル、缶、瓶や容器包装などのこれ

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【2. 医療関係機関等※の皆さま向け】

※ 医療関係機関等

病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)

(参照: 廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項)

本項では、医療関係機関から排出される廃棄物に関連する質問をまとめました。医療関係機関向けのその他の Q&A については、厚生労働省の専用ウェブページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

<廃棄物に関する一般的事項>

Q2-1 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A2-1 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A2-2 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではありませんが、その処理に際しては、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員において感染防止対策が適切に講じられる必要があります。

具体的には、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。

実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることで、当該廃棄物や感染性廃棄物の処理が感染性廃棄物処理施設に集中し、これらの処理が停滞することにより、かえって公衆衛生上のリスクが高まるおそれがあることから、廃棄物処理体制の安定的な継続・維持に十分配慮し、合理的な取扱いをするようにしてください。

(参考) 新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

(参考) 緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

<http://www.env.go.jp/recycle/200407.pdf>

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

A2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/lealeet2.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です(※)。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

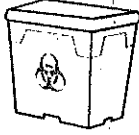

消毒して再利用できるもの(リネン類など)は、リネン類として回収せず、廃棄物の処理に心がけましょう。

新型コロナウイルスに感染した方・その疑いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。

手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど適確にお取り扱いください。

感染性廃棄物も、その種類や性状に応じて適切な容器に回収しましょう。

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したカーゼ等 再利用しないもの
耐貫通性のある 堅牢な容器	漏洩しない蓋付容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、 堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラスチック (二重使用)

※ ①～③を一緒に梱包する場合は、耐貫通性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



環境省公式HP



厚生労働省に
基づく感染性廃棄物
処理マニュアル(PDF)

(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

<http://www.env.go.jp/recycle/200304.pdf>